

# 岐阜県弓道連盟 倫理規程

岐阜県弓道連盟は「公益財団法人全日本弓道連盟 倫理に関するガイドライン」(平成25年11月28日制定)に依拠しながら、県連会員の規模や組織の実態に即して本規程を定め、県連弓道人の遵守事項とした。

(規程の目的)

## 第1条

本「倫理規程」は、岐阜県弓道連盟会員（以下県連会員という）が、セクシュアルハラスメント（以下セクハラという）・パワーハラスメント（以下パワハラという）・暴力行為等を行うこと、又はその被害を受けることを防止し、もって岐阜県弓道連盟（以下県連という）の健全な運営と県連関係者の倫理の維持向上を図ることを目的とする。

(県連の基本理念)

## 第2条

県連は、弓道の練習や競技の場におけるセクハラ・パワハラ・暴力行為等を防止するため会員に対する指導を徹底してその認識を深め、常に注意を喚起するように努めるとともに、問題が発生した場合には、会員の名誉やプライバシーに配慮しつつ、公正な立場から厳格に事実を調査し、再発の防止に全力を尽くすものである。

(会員の責務)

## 第3条

弓道人として弓道の指導や競技等に関わる者は、各自が「弓道」という日本固有の伝統文化の担い手であることを深く自覚し、指導者・競技者としての自らの品位を損なうことのないよう努めるとともに、人種・国籍・性別等いかなる理由による差別をも許すことなく、常に他者的人格を尊重して行動しなければならない。

(セクハラの防止)

## 第4条

1. 本規程において、セクハラとは、相手の意に反し、不快にさせるような性的な行動及び言動をいい、これによって相手の立場や、相手の活動環境を悪化させることをいう。
2. 県連会員は、自らがセクハラを行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点については十分に意識して行動しなければならない。
  - (1) 本人としては軽い冗談や親近感を表すつもりの言動であっても、相手を不快にさせる場合があるということ。
  - (2) 指導等の目的であっても、相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、相

手を不快にさせないよう配慮すること。

- (3) 相手が不快に思っていると感じた場合は、同じ言動を繰り返さないこと。
- (4) 相手に応じて、指導や評価に関して不公平・不利益な扱いをしてはならないこと。
- (5) セクハラは、男性が被害者となる場合や同性間で起こる場合もあるほか、練習中や競技中だけでなく、その後の生活全般でも起こる問題であること。

3. 県連会員は、セクハラを受けた者が、勇気を持って拒絶の意思を示したり、身近な者や県連の相談窓口に相談できたりするような雰囲気や環境を作るよう努める。

4. 県連会員は、セクハラを行っている者、またはセクハラの被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告・助言したり、身近な者や県連の相談窓口に相談したりするなどして、セクハラの防止に努める。

#### (暴力行為の防止)

##### 第 5 条

- 1. 本規程において、暴力行為とは、相手の体に対する物理的な暴力のほか、脅迫的・威圧的・侮辱的な言動によって、相手を精神的・身体的に傷つける行為のすべてをいう。
- 2. 県連会員は、自らが暴力行為を行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点は十分に意識して行動しなければならない。
  - (1) 相手が指導に従わなかったり、意見が食い違ったりした場合でもよく話し合い、第三者の意見も聴くなどして、相互に理解し合うように努めるべきこと。
  - (2) 指導や懲罰等の目的であっても、決して暴力行為を行ってはならないこと。
  - (3) 脅迫的・威圧的・侮辱的な言動（人格を否定するような言動や、存在を無視するような態度、人を揶揄するような言動も含む。）は、物理的な暴力以上に人を傷つける場合があること。
  - (4) 練習や競技の場など、弓や矢を用いたり保管したりする場所での暴力行為は、生命や身体に対する重大な結果につながりかねない危険を有していること。
- 3. 県連会員は、暴力行為を受けた者が勇気を持って身近な者や県連の相談窓口に相談できるような雰囲気や環境を作るよう努める。
- 4. 県連会員は、暴力行為を行っている者、または暴力行為の被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告・助言したり、身近な者や県連の相談窓口に相談したりするなどして、暴力行為の防止に努める。

#### (パワハラの防止)

##### 第 6 条

- 1. 本規程において、パワハラとは、地位・立場・職権等の優越を背景にして、相手に義務のないことを行わせたり、人格や尊厳を害したりするような言動で、これにより、県連における相手の立場や、県連にかかる相手の活動環境を悪化させることをいう。

2. 県連会員は、自らがパワハラを行うことがないよう、常に相手の人格を尊重して行動し、特に、以下の点は十分に意識して行動しなければならない。

(1) 業務や指導等の一環としての行為であっても、一般常識に照らして遂行不可能な課題やノルマを課すことや、嫌がらせなどの不当な目的で命令をすることはパワハラとなる行為であること。

(2) セクハラや暴力行為は、立場や地位の優位性等を背景に行われれば、パワハラにもなる行為であること。

(3) パワハラは、指導者と被指導者などの間だけでなく、同様の立場や地位にある者同士の間でも、何らかの優位性が背景になれば、起こりうる問題であること。

3. 県連会員は、パワハラを受けた者が、勇気を持って拒絶の意思を示したり、身近な者や県連の相談窓口に相談したりできるような雰囲気や環境を作るよう努める。

4. 県連会員は、パワハラを行っている者、またはパワハラの被害を受けている者を知ったときは、本人に忠告・助言したり、身近な者や県連の相談窓口に相談したりするなどして、パワハラの防止に努める。

#### (相談窓口の設置)

### 第 7 条

1. 県連は、本規程の目的を達成するため、セクハラ・暴力行為等に関する相談窓口を県連事務局に設置する。

2. 相談窓口は県連事務局長があたり、管理者の注意をもって、通報等に関する秘密を保持・管理する。

3. 通報者が希望した場合、および通報を受けた県連事務局長が適当・必要と判断した場合には、倫理委員会議にて相談・協議するものとする。

#### (倫理委員会の設置)

### 第 8 条

1. 県連は、本窓口における通報等の公平・公正な扱いを行うための倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の委員は、県連執行部役員を以て構成し、必要に応じて他の委員を会長が任命することが出来る。

#### (相談窓口の利用)

### 第 9 条

1. 相談窓口である県連事務局では、県連の活動に関係して行われたセクハラ・暴力行為・パワハラ及びこれらに類する不当または不法な行為についての相談窓口を取り扱う。

#### (相談者の保護)

### 第 10 条

1. 県連は、相談窓口（県連事務局）で把握した相談者の氏名、連絡先、相談内容については、

その秘密を厳格に保持し管理する。

2. 県連及び執行部員は、相談者が相談したことを理由に不利益な取扱いを受けることがないように、必要かつ適切な措置を講じる。
3. 相談窓口（県連事務局）に対する相談が匿名でなされた場合であっても、相談内容の真実性について相当な根拠を示す情報や資料が示された場合には、顕名の相談があった場合に準じて、調査を実施する。

（相談事項に関する調査）

#### 第 11 条

1. 相談窓口（県連事務局）は、相談の内容に応じて、速やかに、関係者・関係部署・関係団体に対して、相談窓口（県連事務局）への協力を要請する。
3. 相談に関する事実調査に携わる者は、善良な管理者の注意をもって、相談の内容及び相談者に関する秘密を保持し管理する。

（調査結果の報告及び是正措置）

#### 第 12 条

1. 相談窓口（県連事務局）は、調査の結果、不当な行為や不法な行為の存在が存在すると判断した場合は、速やかに、県盟の倫理委員会（執行部会）に調査結果を報告する。
2. 前項による報告を受けた倫理委員会（執行部会）が必要と認めた場合は、速やかに、県連の定める手続きに従い、相当な是正措置及び再発防止策を講じる。
3. 倫理委員会（執行部会）は、前項の是正措置が完了した後は、関係者の名誉やプライバシーに十分に配慮した上で、速やかに、相談者に対して、調査結果と是正措置の概要について通知する。
4. 倫理委員会（執行部会）が、類似の問題の再発防止のため、社会的責務を果たすため等の社会的合理性のある理由から、相談事項、調査結果、是正措置について、公表する必要があると判断した場合は、関係者の秘密保持に十分に配慮した上で、事前に相談者の同意を得て、必要な限度で、これらを公表するものとする。

（相談窓口及び是正措置の改善）

#### 第 13 条

県連は、県連窓口（県連事務局）への相談に関する是正措置及び再発防止策が十分に機能しているか、相談者が相談を理由に不利益な取り扱いを受けることがなかったか等について、隨時確認調査を行い、その情報に基づいて、相談窓口の運営の改善や、追加的な是正措置及び再発防止策を講じるように努める。

（相談窓口及び是正措置の改善）

#### 第 14 条

1. 本規程は、常任理事会・理事会の協議を経て、代議員会の決議により変更することが出来

る。

2. 本規程に定めのない事項については、常任理事会・理事会の協議を経て、代議員会の決議により、必要に応じて本規程の趣旨にそった内容の補足的な規程を設けることができる。